

前橋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の改正について（議案第66号）

こども施設課

1 改正の理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（厚生労働省令）等の改正に伴い、所要の改正を行う。

2 主な内容

(1) 前橋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例関係

ア 保育所に置くこととされている保育士の数の算定に当たり、当該保育所に勤務する特定理学療法士等（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者）を、1人に限り、保育士とみなすことができることとする。

イ 特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならないこととする。

(2) 前橋市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例関係

ア 幼保連携型認定こども園に置くこととされている職員のうち、園児の教育及び保育に直接従事する保育教諭等について、1人に限り、当該幼保連携型認定こども園に勤務する特定理学療法士等をもって代えることができることとする。

イ 特定理学療法士等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならず、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、保育教諭等による支援を受けることができる体制を確保しなければならないこととする。

(3) 前橋市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例関係

ア 認定こども園（幼保連携型認定こども園を除く。）に置くこととされている職員のうち、保育士の資格を有する者について、1人に限り、当該認定こども園に勤務する特定理学療法士等をもって代えることができることとする。

イ 特定理学療法士等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならず、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、保育士の資格を有する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならないこととする。

(4) 前橋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例関係

ア 小規模保育事業所A型等に置くこととされている保育士の数の算定に当たり、当該小規模保育事業所A型等に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができることとする。

イ 特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならないこととする。

(5) 前橋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例関係

保育所等における満3歳以上満4歳未満の幼児に係る保育士等の配置基準の改正（令和6年12月10日施行）に伴う経過措置について、その終期を令和10年3月31日とする。

3 施行期日

公布の日